

新旧対照表（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）

改定前		改定後	
（用語の意義）		（用語の意義）	
第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。		第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	
①未成年者 口座	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に定める未成年者口座をいいます。その年の 1 月 1 日において 20 歳未満であるまたはその年に出生した居住者等が、平成 28 年から平成 35 年までの間に開設することができる非課税口座（1 人につき 1 口座に限られます。）のことをいいます。	①未成年者 口座	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に定める未成年者口座をいいます。その年の 1 月 1 日において 20 歳未満であるまたはその年に出生した居住者等が、2016 年から 2023 年までの間に開設することができる非課税口座（1 人につき 1 口座に限られます。）のことをいいます。
②未成年者 口座管理 契約	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に定める未成年者口座管理契約をいいます。	②未成年者 口座管理 契約	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に定める未成年者口座管理契約をいいます。
③非課税管 理勘定	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 3 号に定める非課税管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、平成 28 年から平成 35 年までの各年の 1 月 1 日に設けることができます。	③非課税管 理勘定	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 3 号に定める非課税管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、2016 年から 2023 年までの各年の 1 月 1 日に設けることができます。
④継続管理 勘定	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 4 号に定める継続管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または	④継続管理 勘定	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 4 号に定める継続管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または

改定前		改定後	
	記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、平成 36 年から平成 40 年までの各年の 1 月 1 日に設けることができます。		記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、2024 年から 2028 年までの各年の 1 月 1 日に設けることができます。
⑤課税未成年者口座	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 5 号に定める課税未成年者口座をいいます。具体的には、未成年者口座開設と同時に開設される「特定口座」「預金口座」をいい、課税未成年者口座管理契約に基づく取引だけが行われます。なお、当行においての課税未成年者口座である「預金口座」は、「払出制限付き普通預金口座」とします。	⑤課税未成年者口座	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 5 号に定める課税未成年者口座をいいます。具体的には、未成年者口座開設と同時に開設される「特定口座」「預金口座」をいい、課税未成年者口座管理契約に基づく取引だけが行われます。なお、当行においての課税未成年者口座である「預金口座」は、「払出制限付き普通預金口座」とします。
⑥課税未成年者口座管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 6 号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。	⑥課税未成年者口座管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 6 号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。
⑦上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取扱う公募株式投資信託のことをいいます。	⑦上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取扱う公募株式投資信託のことをいいます。
⑧課税管理勘定	課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または預入れされる金銭につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。	⑧課税管理勘定	課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または預入れされる金銭につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
⑨振替口座	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替	⑨振替口座	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替

改定前		改定後	
簿	法」といいます。)に規定する振替口座簿をいいます。	簿	法」といいます。)に規定する振替口座簿をいいます。
⑩特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。	⑩特定口座	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座をいいます。
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第 3 条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 20 項</u>の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を</p>		<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第 3 条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 22 項</u>の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を</p>	

改定前	改定後
<p>受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関もしくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</p> <p>3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>4 お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 5 項</u>で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れされている上場株式等または金銭について行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当所得および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年 1 月 1 日</p>	<p>受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関もしくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</p> <p>3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>4 お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 8 項</u>で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れされている上場株式等または金銭について行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当所得および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年 1 月 1 日</p>

改定前	改定後
<p>において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>第4条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、<u>平成28年</u>から<u>平成35年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、<u>平成36年</u>から<u>平成40年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p>において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>第4条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、<u>2016年</u>から<u>2023年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、<u>2024年</u>から<u>2028年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>

改定前	改定後
<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 6 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がさ</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 6 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がさ</p>

改定前	改定後
<p>れる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 11 項</u>各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 11 項</u>各号に規定する上場株式等</p>	<p>れる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 12 項</u>各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 12 項</u>各号に規定する上場株式等</p>
<p>(課税未成年者口座等への移管)</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p>

改定前	改定後
<p>第 8 条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座（「特定口座」や「一般口座」をいいます。以下同じ。）への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第6条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによりおこなうこととします。</p> <p>① お客さまが当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客さまから当行に対して<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p>	<p>第 8 条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座（「特定口座」や「一般口座」をいいます。以下同じ。）への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第6条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによりおこなうこととします。</p> <p>① お客さまが<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過する年の当行が別に定める期限までに提出した場合</u>または当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設</p>

改定前	改定後
<p>② 前項に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座</u>への移管</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 12 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 9 項</u>第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 8 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第 27 条 <u>平成 29 年から平成 35 年</u>までの各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、</p>	<p>していない場合 <u>一般口座</u>への移管</p> <p>② 前項に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座</u>(前項 1 号イの場合には、<u>課税未成年者口座を構成する特定口座に</u>限ります。)への移管</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 12 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 12 項</u>第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 10 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第 27 条 <u>2017 年から 2023 年</u>までの各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住</p>

改定前	改定後
<p>居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出</p>	<p>者または恒久的施設を有する非居住者のいずれも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出</p>

改定前	改定後
<p>書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 17 項</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき</u> <u>当行の定める日</u></p> <p>（約款の変更） 第 30 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定される<u>とき</u>があります。</p>	<p>書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ <u>お客さまが出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合</u> <u>基準年の前年 12 月 31 日の翌日</u></p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 20 項</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（約款の変更） 第 30 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>改定される</p>

改定前	改定後
<p><u>2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</u></p> <p><u>3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 29 年 10 月 1 日</u> 改定</p>	<p><u>ことがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020 年 4 月 1 日</u> 改定</p>